

○射水市競争入札において近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整に関する要領

平成28年3月31日

告示第53号

(趣旨)

第1条 この要領は、競争入札において近接して工事を発注する場合の間接工事費等の調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 近接工事 工事区域が同一の工事又は隣接(おおむね100メートル以内の区域をいう。)する工事で、かつ、工期が重複する工事をいう。
- (2) 工期 契約締結日から工事完成日(工事完成届に記載された完成年月日をいう。)までの期間をいう。
- (3) 現工事 市が先行発注した工事をいう。
- (4) 間接工事費等 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費をいう。

(間接工事費等の調整)

第3条 現工事の受注者がその工事の工事完成日までに近接工事を請け負った場合には、現工事と近接工事を合算した設計額により算定した間接工事費等から、現工事に係る間接工事費等を控除した額をもって速やかに再計算して、近接工事の請負金額を変更するものとする。

2 前項の規定は、複数の近接工事を同時期に発注する場合について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる工事については、間接工事費等の調整を行わないものとする。

- (1) 積算体系が異なる工事
- (2) 共同企業体が受注した工事と共同企業体でない者が受注した工事

(調整項目及び調整方法)

第4条 間接工事費等の調整項目及び調整方法については、別に定める。

(入札参加者への周知)

第5条 近接工事の間接工事費等の調整を行う場合は、その旨をあらかじめ特記仕様書に明示するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和6年7月30日告示第223号)

この告示は、公表の日から施行する。